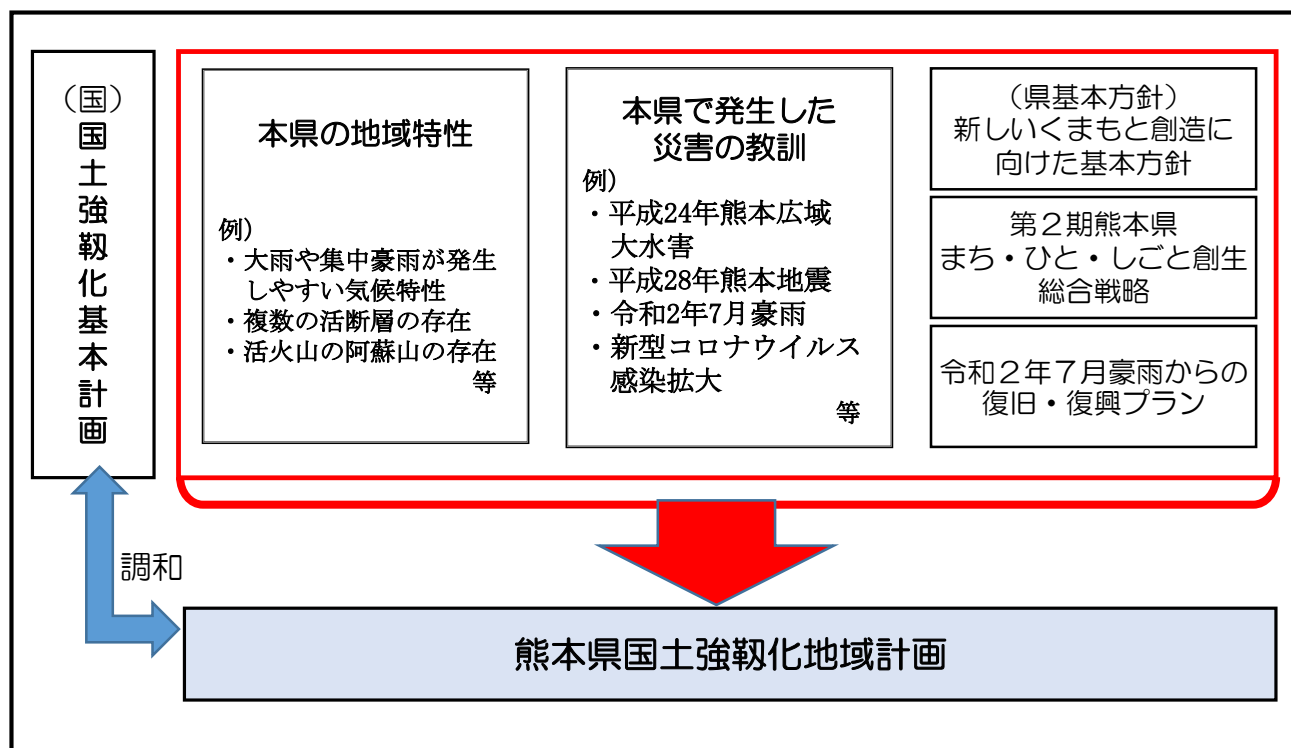


熊本県国土強靱化地域計画の改定について

1 本県の国土強靱化地域計画について

- 国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、今後起こり得る大規模自然災害に備えて、平成29年10月、熊本県国土強靱化地域計画を策定。（計画期間は概ね5年）
- 現計画は策定から概ね5年が経過し、また、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R3～R7）」、県の「新しいくまもと創造に向けた基本方針」等が策定されたことから、令和3年度に見直すもの。
- 改定にあたっては、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大等も踏まえ、ハード施策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備し、愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、災害に強い郷土づくりを目指す。
- なお、本計画に基づく取組みに対しては、国の補助金等による支援が行われる。（交付の判断にあたり「一定程度の配慮」、「重点化」、「要件化（R4以降）」）



2 基本目標

- ① 県民の生命を守る
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 九州を支える防災拠点として機能すること

3 主な推進方針

- 1 直接死を最大限防ぐ 「赤字」は改定に伴う主な新規の推進方針
 - 住宅・宅地の耐震化、公共建築物や学校施設の非構造部材も含めた耐震化の促進
 - 「流域治水」の推進、土砂災害特別警戒区域内の移転等の推進
 - 津波・高潮対策、防災対策に資する道路整備
 - 防災情報周知、予防的避難等避難体制の整備、「マイタイムライン」の普及・活用
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 - 救助・救急、物資輸送ルート確保に向けた九州の縦軸・横軸のリダンダンシーの確保
 - 自衛隊、警察、消防等の応援部隊の円滑な受入体制整備
 - 指定避難所・福祉避難所の見直し、周知徹底、円滑な運営、要配慮者への支援
 - 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた避難所の体制整備や避難所環境の充実
 - 国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制整備、ライフライン事業者との連携促進
 - 水・食料等の備蓄（自助）の推進、自主防災組織等の活動（共助）の強化
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
 - 庁舎や広域防災拠点となる施設の非構造部材も含めた耐震性の強化
 - 県や市町村の受援体制の強化、業務継続計画（BCP）の策定
 - 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、九州各県との相互補完体制の構築
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - 防災拠点施設等の非常用電源の整備推進、通信手段の機能強化
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
 - 事業者における業務継続計画（BCP）の策定支援
 - 物資・エネルギー供給に向けた道路・港湾整備、空港の機能強化
 - 排水機場等の計画的な整備、及び老朽化した施設の更新・機能強化の推進
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - 上下水道施設の耐震化、上下水道BCP策定、生活用水としての井戸水の活用
 - 県内各地域や集落間を結ぶ道路の計画的な整備、橋梁等の耐震化
 - 港湾施設の耐震化等、老朽化対策及び埋塞対策の推進
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - 帰宅困難者等の避難場所となる公園緑地の再整備、公園施設の老朽化対策
 - 沿道建築物の耐震化、無電柱化の推進
 - 農業用ため池、ダム、砂防施設、道路防災施設の維持管理・更新
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
 - 災害ボランティアとの連携、専門的知識や技術を持つ人材の確保・育成
 - 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成
 - コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携強化